

久慈市と東京農業大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、久慈市と東京農業大学が包括的な連携のもと地域の産業、文化の発展と環境の保全並びに人材の育成のため、農業振興、地域振興等の様々な分野において相互に協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両組織は、次の事項について協力する。

- (1) 地域農業の多面的な発展に関する事。
- (2) 農商工連携推進に関する事。
- (3) 都市、農村交流推進に関する事。
- (4) 人材育成に関する事。
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項に関する事。

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3か月前までに、いずれからも何らかの申し入れがないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、久慈市と東京農業大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、両者署名捺印の上、各自1通を保管するものとする。

平成22年7月10日

岩手県久慈市川崎町1番1号

久慈市長

山内隆文



東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

大澤貴村

